

第5章 基本構想

1 矢祭町の将来像

人口減少と少子高齢社会が進む中、身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、豊かな生活を送れるまちづくりを推進し、恵まれた自然環境の中で、夢をもって・安心して子育てができ、高齢になっても元気に暮らせる社会を目指します。

さらに、町民一人ひとりの知恵と力や地域資源等、まちの「個性」を最大限に活用しながら、さまざまな分野において「安心・安全を更に追求し、笑顔とおもいやりにあふれ、これからも住み続けたい」まちを、創り上げていきます。

このことにより、町民と共に「人が輝き まちが輝き 明日に輝く やまつり町」として着実な再生・発展を遂げることを目指すとともに、次世代を担う子どもたちが、夢を持って、高齢者が安心して生きていけるまちを創造していきます。

2 まちづくりの基本理念

本町の郷土づくりの基本方向は、恵まれた自然環境の中で、夢をもって子育て・子育てができるまちづくりであり、社会のために尽くしてきたお年寄りが尊敬され、大事にされ、安心して生きていけるまちづくりです。

このまちづくりの実現に向けすべての分野に共通するまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として、推進します。

基本理念 1

地域全体に守られて元気に育ち 子どもの笑顔があふれるまちづくりを目指します。

基本理念 2

町民みんながいきいきと暮らし 思いやりにあふれるまちづくりを目指します。

基本理念 3

豊かな自然と共生し これからも住み続けたいまちづくりを目指します。

3 今後のまちづくりに向けた重点目標

まちづくりを取り巻く社会経済動向の変化や、本町の強み・弱みの特徴を十分に踏まえつつ、多くの人々が「人が輝き まちが輝き 明日に輝く やまつり町」の実現に向け、本町の可能性を最大限に引き出し、次世代に誇りと自信を持って継承するため、まちづくりの重点目標を中心に推進します。

重点目標1 協働による効率的な行政の推進

多様化する地域課題に的確に対応するためには、行政だけでなく、町民及び自治組織等が積極的に主体となり、身近な分野から自助・共助・公助の精神で、町民との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

そして、少子高齢社会や地方分権の進展等で行政への需要が高まる中、行政サービスを提供する既存の仕組みの見直しや効率的で持続可能な行政経営を推進する必要があります。

重点目標2 子どもが健やかに育つ社会の実現

多くの人々が次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられるよう、地域ぐるみで出産、子育てをあたたく見守り・支える環境を充実させる必要があります。

子どもたちが自然や地域社会との関わりを通して、心豊かな人間性とふるさとを愛する心をしっかりと身に付けられるよう、教育の質向上に取り組む必要があります。

重点目標3 いつまでも安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進

子どもから高齢者に至るまで、誰もが性別や障がいの有無等に関わらず、住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らせるよう、地域全体で支え合うまちづくりを推進する必要があります。町民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健やかな毎日を送ることができるよう、一人ひとりのライフステージに合わせた健康づくりを推進する必要があります。

重点目標4 安全で快適な生活環境づくりの推進

町民一人ひとりが環境問題を身近な問題としてとらえ、日々の暮らしにおいて、環境にやさしい取組みを行う必要があります。

安全・安心な暮らしを確保するためには、持続可能なインフラ整備を図る必要があり、道路橋梁等の長寿命化等の効率的な取組みと、良好な居住環境の形成や安定した水環境の保全を図る必要があります。

重点目標 5 地域の活力を推進する産業の創出

産業構造の変化や多様化する消費者ニーズを踏まえ、既存の産業や情報発信を推進し、地域間競争に対応できるあたらしい産業の創出が求められています。

先人から大切に受け継がれてきた多彩な地域資源を掘り起こし、魅力を広く情報発信することで、町外から多くの人を呼び込む必要があります。

重点目標 6 郷土愛に富んだ地域の人材育成

地域を活性化するには、郷土愛に富んだ起業家精神のある人材を育成することが求められています。そのため、地域の活性化につながるプロジェクトや起業をするリーダー的な人材を育て、地域再生の活動を支援する必要があります。

第6章 基本計画

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、「まちのあるべき姿（基本構想）」の実現に向け、行政分野別に、まちづくりの目標やその実現に向けた施策を掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針となるものです。

2 基本計画の計画期間

計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間です。

3 基本計画の構成

将来像の実現に向け、まちづくりの主たる分野ごとに、今後どのようなまちを目指すのかを「まちづくりの施策」として、次のとおり取り組みます。

高齢化社会の到来と急速に進む人口減少は、本町においても極めて重要な問題であり、迅速かつ実効性を伴った対応が求められています。そのため、地域の特性を最大限に活かしながら、人口減少の歯止めと地方創生という課題の解決に向け、従来の枠組みにとらわれない重点的かつ長期的な展開が必要であり、まちづくりの施策として、「町民参加と協働のまちづくり」、「豊かなこころを育む教育環境づくり」、「心身共に健康で、幸せを実感できるまちづくり」、「安心した暮らしを守るまちづくり」、「快適な暮らしを作るまちづくり」、「安定した雇用、新しいひとの流れを作るまちづくり」という6つの施策を着実に推進していきます。

（1）町民参加と協働のまちづくり

自主・自立のまちづくりを積極的に推進するため、行政と町民、地域を構成する多様な主体との協働を支える仕組みを強化し、効果的な行政組織、財政力を向上させ、まちの個性を活かした地域づくりに取り組みます。

(2) 豊かなこころを育む教育環境づくり

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようにするため、ハード・ソフトの両面から支援します。地域社会全体で子育てをしっかりと見守り・支える環境づくりを推進し、町民一人ひとりが生涯にわたってさまざまな学習・スポーツ活動に取り組み、心豊かに生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指します。

(3) 心身共に健康で、幸せを実感できるまちづくり

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心して暮らすことができるまちづくり、町民同士が支え合い、幸せを実感できるまちづくりを目指します。

(4) 安心した暮らしを守るまちづくり

豊かな自然環境を守り、地球環境にやさしい取組を推進し、町民の生命や財産を守るため、迅速な対応ができるよう、消防・防災体制を整えます。

また、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちをつくるため、地域連携・協働のもと、地域ぐるみで見守り・支え合う安全対策の充実を図ります。

(5) 快適な暮らしを作るまちづくり

町民が安全かつ快適に生活できる道路ネットワークの形成を図るため、幹線道路、身近な生活道路の効果的な整備を推進します。

また、老朽化した水道施設の更新等を計画的かつ効率的に推進します。そして、快適で健康的に暮らすことができる良好な居住空間を形成するため、既存住宅の耐震化を図るとともに、新たな住環境の整備支援を推進します。

(6) 安定した雇用、新しいひとの流れを作るまちづくり

持続可能な農林業を構築するため、生産基盤の機能向上を図るとともに、地域に根ざした商工業の振興によって地域経済の活力が再生するよう、事業者の経営基盤の安定・強化を図ります。そして、安定した雇用の場を確保するとともに、地域経済の循環と地域の活性化のため、多くの人を引き込む魅力ある創意工夫による地域振興を推進します。